

石垣市監査委員告示第3号

地方自治法第242条第1項に基づく石垣市職員措置請求の結果を、同条第5項の規定により次のとおり公表する。

令和4年9月21日

石垣市監査委員	前原 博一
石垣市監査委員	長山 家康

石垣市職員措置請求に基づく監査結果

第1 請求人

住所 石垣市

氏名 2名

第2 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については職員措置請求書（以下「請求書」という。）の記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 請求の趣旨

- (1) 石垣市長は「石垣市有地2筆（字石垣外山田 1365-134 : 517 m²・同 1365-135 : 1,337 m²）計 1,854 m²」の「行政財産の用途廃止及び財産の交換」及び「石垣市と(株)ユニマツプレシヤス（以下「ユ社」）との交換契約」（以下「本件契約」という）の締結をしてはならない。
- (2) 「市有地2筆（字石垣外山田 1365-134 : 517 m²・同 1365-135 : 1,337 m²）計 1,854 m²」の「行政財産の用途廃止及び財産の交換」措置と「石垣市とユ社との交換契約」締結に係る一切の行政手続きに関する市が支出した費用について、石垣市は石垣市長に対して賠償請求せよ。
- (3) 石垣市は「市有地2筆（字石垣外山田 1365-134 : 517 m²・同 1365-135 : 1,337 m²）計 1,854 m²」の「行政財産の用途廃止及び財産の交換」措置と「石垣市とユ社との交換契約」締結に係る一切の行政手続きに関する費用を支出してはならない。

2 措置請求の理由

(1) 本件交換契約

中山義隆石垣市長は、「令和3年度第7回石垣市公有財産検討委員会（2021/12/22）」の決定を受けて、＜資料A1＞に示すように農政経済課林務係から2022年1月21日に起案（伺い）された「石垣市有地2筆（字石垣外山田 1365-134 : 517 m²・同 1365-135 : 1,337 m²）計 1,854 m²」の「行政財産の用途廃止及び財産の交換」を同年2月21日までに「承認」する市長決裁を完了した＜資料A1・A2＞。そして、この決済を受けて、農政経済課林務係は「石垣市とユ社との交換契約書（案）」と「登記嘱託書（案）」を起案するとともに、行政手続の進行についての承諾を求めた＜資料A2＞。そのため、石垣市長が本件契約を締結する可能性はきわめて高い。

(2) 本件交換契約が違法・不当である理由（詳細は＜別紙2：事実証明書＞に記

載)

上記の市長決裁により、「石垣市とユ社との交換契約」がいつでも締結可能な状態になり、石垣市民の大切な共有財産である「石垣市有地 2 筆（字石垣外山田 1365-134 : 517 m²・同 1365-135 : 1,337 m²）計 1,854 m²」（以下「本件甲土地」という）について、「調整地（ユ社の仮想所有地一字石垣外山田 1365-133 : 1854 m²）」（以下「本件乙土地」という）との「等価交換」と称するユ社への譲渡が可能な状態になっている。〈資料 B〉〈資料 C〉

しかしながら、本件乙土地はもともと石垣市の所有地であるため、そもそも交換契約はなりたらず、本件は石垣市所有地である甲土地を単にユ社に贈与するに過ぎない。石垣市は交換契約を仮借して理由無くユ社に対して甲土地を贈与するものであるから、本件交換契約は違法な財務会計上の行為というべきである。

(3) 違法な交換契約締結の動機

ユ社は字石垣外山田 1365-96 を所有しているが（以下「本件丙土地」という）、ユ社が丙土地を実測したところ、登記簿面積と最近（201706/18）の実測面積との差異（1,854 m²の面積不足）」（以下「本件不足面積」という）があるとした。そこで、ユ社が石垣市に丙土地の不足面積の回復請求したところ、石垣市は請求の正当性について何ら検証することなく、無批判に請求を受け入れて本件交換契約をもくろんでいる。

すなわち、本件乙土地は既に石垣市名義の土地であるにもかかわらず、本件不足面積に相当するとしたうえ、これを「調整地」と称し、事実上ユ社の所有とみなした〈資料 D〉。

その上で、石垣市は本件乙土地と本件甲土地を交換しようとしたものである（事実経過の詳細については後述）。

(4) 本件交換契約の違法性

本件交換契約は「交換契約」を偽装した贈与契約である。何ら正当性無く市の財産を贈与することは地方自治法、地方財政法違反である。

- ① 登記簿面積と実測面積とに差があることは決してまれなことではない。特に山林にあっては一般的な事象である。従って、登記簿面積と実測面積に差があるというだけで、なんらかの請求の根拠とはならない。
- ② 本件乙土地を含む字石垣外山田 1365 番地 1 は「石垣市民の森」（以下「本件森林公園」という）として石垣市が森林公園として条例を設けて維持管理してきた行政財産である。特に本件乙土地は平成 28 年森林環境保全直接事業を導入して、サクラやフクギを植樹してきた。乙土地が石垣市所有であることは揺るぎない事実であって、ユ社所有とみなす事情は何ら存在しない。
- ③ 本件丙土地の面積不足に問題があるというのであれば、ユ社は丙土地の売主である A 氏に売買上の債務不履行として損害賠償請求すべき問題であ

る。本件交換契約は A 氏のユ社に対する債務不履行責任を肩代わりするものである。

なお本件丙土地の由来は以下の通りである。当該地番(字石垣外山田 1365-96)は、もともと 1976 年 12 月 18 日に上記の石垣市有林(字石垣外山田 1365-1) から分筆登記されたもので、畜産振興の目的で 1977/3/23 に石垣市から(財) 沖縄県農業開発公社に払い下げられ、その後、以下の売買経過を辿って、ユ社グループが所有権を仮登記するに至ったものである<資料 E>。

※1977/03/23 : 石垣市→(財) 沖縄県農業開発公社

※1980/06/21 : (財) 沖縄県農業開発公社→(社) 沖縄県肉用牛生産供給公社

※2004/10/14 : (社) 沖縄県肉用牛生産供給公社→A 氏

※2007/04/06 : A 氏→ユ社グループ(所有権仮登記済一農地法第 5 条の許可)

- ④ 本件丙土地の面積不足については、ユ社が A 氏に対して賠償請求すべき問題であるが、仮に石垣市が財団法人沖縄県農業開発公社との売買に何らかの瑕疵があったとして、かつ何らかの理由により石垣市に賠償責任があるとしても(どうてい考えられないが)時効により消滅している問題である。乙土地は本件森林公園の一部として石垣市が占有し、管理してきたのであるから時効取得している。従って、ユ社になんらの贈与するいわれはない。
- ⑤ 本件甲及び乙土地は本件森林の公園の一部である。これらは「やすらきの森」「記念の森」「展望広場」などとして石垣市が石垣市民の森設置及び管理に関する条例を設けて管理してきた行政財産である。広く公衆の利用を目的として維持管理されている土地を、ユ社という特定民間企業に独占させる行為は森林公園の趣旨に反し、違法な財産処分である。

(5) 本件違法な交換契約に基づく財政支出

上記のとおり、今回の「等価交換」と称する「贈与」は如何なる視点からの検証によっても、法的な正当性が全く認められないものである。

すなわち、上記のユ社による石垣市への要求は、丙土地の不足分の石垣市に対する回復請求という「架空の債権」に基づいて、石垣市に不当な「架空の債務」を押しつけた違法な「架空請求」である。

この「架空請求」の事実は、過去の土地取引の経緯などを慎重かつ的確に分析していれば、容易に看破できるものであったにも係わらず、石垣市長はこれを完全に怠り、ユ社の不当な要求を受容してしまった。

しかも、ユ社からの要求に完全に呼応するかのようになり、2018 年 10 月 4 日に「石垣市有地字石垣外山田 1365-1」からの上記 3 筆(1365-133、1365-134、1365-135) の分筆登記を想定した地籍測量を、石垣市長中山義隆名義で土家家屋調査士に申請し<資料 B>、同年 10 月 25 日には土地家屋調査士との土地境界確認立会に市職員を派遣、さらには 2019 年 12 月 26 日には法務局で

上記3筆の分筆登記手続きを行い<資料C>、本件交換契約に関して不当に石垣市の財産を支出した。

その後、石垣市役所内では、2021年11月10日にユ社から石垣市長に提出された文書「(仮)石垣リゾート&コミュニティー計画地内の里道・水路・市有地等の借地について(依頼)の一部修正について」の記載に応じて、「令和3年度第7回石垣市公有財産検討委員会(2021/12/22)」などの一連の行政手続きが進められたが、この間、石垣市長には上記のユ社からの「架空請求」の不当性・違法性を的確に認識して、石垣市としての対応を是正できる機会が何度もあったにもかかわらず、これを完全に怠り、現在に至っている。

したがって、上記のユ社の不当かつ違法な要求(架空請求)に応じて、このまま石垣市長が「市有地2筆(字石垣外山田1365-134:517㎡・同1365-135:1,337㎡)計1,854㎡」の「行政財産の用途廃止及び財産の交換」を履行し、「石垣市と(株)ユニマツプレシヤスとの交換契約」を締結すれば、石垣市民のかけがえのない共通財産である「市有地2筆(字石垣外山田1365-134:517㎡・同1365-135:1,337㎡)計1,854㎡」が、何らの代償もなしに永久に失われることになる。

すなわち、本件に係る石垣市長の一連の対応は、石垣市民の共有財産である市有地の管理者としての当然の義務(公有財産の適切な管理)を完全に怠った明確に不当かつ違法な行為である。

3. 上記の措置により、石垣市に生じる損害

- (1) 石垣市民のかけがえのない共通財産である「市有地2筆(字石垣外山田1365-134:517㎡・同1365-135:1,337㎡)計1,854㎡」が、何らの代償もなしに永久に失われること
- (2) 本件交換契約に基づき、職員を現地に派遣し、土地家屋調査士に測量を依頼するなど違法な財政支出を行ったこと
- (3) 今後、本件交換契約のために、職員などを使用して違法な財政支出を市にもたらすこと

第3 請求の受理

本件請求は、令和4年7月28日に提起され、同日受付け、同年8月3日に要件審査に係る補正を求め、同年8月8日に補正が提出され、同年8月15日に地方自治法(以下「法」という。)第242条に定める要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第4 暫定的な停止勧告

監査委員は、株式会社ユニマツプレシヤス(以下「ユ社」という。)と石垣市

(以下「市」という。)との土地交換契約(以下「本件契約」という。)及び登記嘱託申請について、法第242条第4項に規定する停止勧告を行うか協議を行ったが、監査委員の合議により行わないことを決定した。

第5 監査の実施

1 監査の期間

令和4年7月28日から同年9月20日まで

2 監査の対象部局

農林水産商工部農政経済課(以下「農政経済課」という。)

3 請求人の陳述及び証拠提出

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和4年8月22日に陳述の機会を設け、請求の趣旨を補足する陳述を受けた。また同日、新たな証拠として、以下の書類が提出された。

- (1) 沖縄県知事による平成9年度林業構造改善事業補助金の交付決定通知書(証拠書類1)
- (2) 沖縄県平成9年度林業構造改善事業補助金による事業実施計画図(証拠書類2)
- (3) 沖縄県平成9年度補助金による石垣市民の森整備対象区域の面積表(証拠書類3)
- (4) 「石垣市民の森整備計画図」(石垣市民の森設置計画<概要版>平成3年3月-石垣市)(証拠書類4)

4 農政経済課からの関係資料及び弁明書の提出

農政経済課へ令和4年8月1日に本件請求に関する資料の提出を求め、同年8月3日に提出された。また、本件請求に対する弁明書が令和4年8月26日に提出された。

5 農政経済課の陳述及び証拠の提出

法第199条第8項の規定に基づき、農政経済課に対して、令和4年9月14日に陳述の場を設けた。

第6 監査の結果

1 主 文

本件請求については、監査委員の合議により、次のように決定した。

本件請求のうち、「市有地2筆(字石垣外山田1365-134:517㎡・同1365-135:1,337㎡)計1,854㎡」の「行政財産の用途廃止及び財産の交換」措置と

「市とユ社との交換契約」締結に係る一切の行政手続きに関する市が支出した費用については却下し、「市有地 2 筆 (字石垣外山田 1365-134:517 m²・同 1365-135:1,337 m²) 計 1,854 m²」の「行政財産の用途廃止及び財産の交換」及び「市とユ社との交換契約」並びに「市有地 2 筆 (字石垣外山田 1365-134:517 m²・同 1365-135:1,337 m²)計 1,854 m²」の「行政財産の用途廃止及び財産の交換」措置と「市とユ社との交換契約」締結に係る一切の行政手続きに関する費用の支出については棄却する。

2 理 由

(1) 関係法令等

本件請求の関係法令等は、次のとおりである。

ア 地方自治法

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。(第 96 条第 1 項第 6 号)

イ 不動産登記法

(用語の定義)

所有権登記名義人等

所有権の登記がある一筆の土地にあつては所有権の登記名義人、所有権の登記がない一筆の土地にあつては表題部所有者、表題登記がない土地にあつては所有者をいい、所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他の一般承継人を含む。(第 123 条第 5 項)

(筆界特定の事務)

筆界特定の事務は、対象土地の所在地を管轄する法務局又は地方法務局がつかさどる。(第 124 条)

(筆界特定の申請)

土地の所有権登記名義人等は、筆界特定登記官に対し、当該土地とこれに隣接する他の土地との筆界について、筆界特定の申請をすることができる。(第 131 条)

(測量及び実地調査)

筆界調査委員は、対象土地の測量又は実地調査を行うときは、あらかじめ、その旨並びにその日時及び場所を筆界特定の申請人及び関係人に通知して、これに立ち会う機会を与えなければならない。(第 136 条)

(手続費用の負担等)

筆界特定の手続きにおける測量に要する費用その他の法務省令で定め

る費用は、筆界特定の申請人の負担とする。(第 146 条)

ウ 石垣市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（以下「財産の交換等に関する条例」という。）

（普通財産の交換）

普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価格の差額が、その高価なものとの価格の 6 分の 1 を超えるときは、この限りでない。

(1) 本市において公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするとき。(第 2 条第 1 項第 1 号)

エ 石垣市公有財産規則（以下「公有財産規則」という。）

（財産の交換）

部等の長は、石垣市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 47 年条例第 9 号）第 2 条の規定により普通財産の交換をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添付し市長の決裁を受けなければならない。ただし、財産の種類等によりその記載事項の一部を省略することができる。(第 13 条)

(1) 交換しようとする理由

(2) 交換しようとする財産の所在、地番、種類、地目又は構造及び数量

(3) 交換しようとする財産の見積価格及びその算定の基礎

(4) 相手方の住所及び氏名

(5) 交換差金がある場合は、その額及び納入又は支払の方法

(6) 交換の条件

(7) 交換契約書案及び相手の承諾書又は申込書

(8) 前条第 8 号から第 10 号までに掲げる書類

(2) 監査の実施により確認された事実関係

監査の対象となった市有地 2 筆、字石垣外山田（以下「字、小字名」は省略する。）1365-134（地積：517 m²）・1365-135（地積：1,337 m²）と 1365-133（地積：1,854 m²）に係る「行政財産の用途廃止及び財産の交換」及び「市とユ社との本件契約」について、また、本件契約に関連する一切の支出行為について、農政経済課に対する監査を実施するとともに、職員から事情を聴取した結果、以下の事実関係が確認された。

ア 調整地作製の経緯

平成 28 年にユ社が、石垣市字新川湧川原 1024 番 51 ほか 211 筆の区域に

において、宿泊施設及びゴルフ場建設を目的とした事業を進めるなかで、開発区域内に大規模な農用地区域があり、農地転用等の申請には、多数存在する筆界未定地の解消が必要であったため、ユ社が委託した B 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）に測量を依頼し、順を追って筆界の確定を行ったところ、1365-96（ユ社所有：地積面積 9,527 m²）と 1365-1（石垣市所有：地積 309,560 m²）の筆界を確定する際に、1365-96 の地積を充てると、1365-1 先の里道を超えることが判明したとしている。

ユ社は、昭和 51 年 12 月 13 日以前に作成された公図において、筆界の線引きはなく、また、1365-1 内に里道も図示されていなかったことを、市及び法務局に主張したが、法務局より昭和 50 年頃から行われていた国土調査を基に作成・整理された現在の公図は変更できない点や、里道をまたいで所有権界（境界線）を設けることができないとの指摘を受けたとしている。市は顧問弁護士と相談のうえ、ユ社と協議を進めた結果、里道に絡む筆界未定地解消を図るため、ユ社の登記簿上の所有権及び範囲を区画する線（以下「所有権界」という。）を確認するため、新たな筆として 1365-133（以下「調整地」という。）を作製し、里道をまたいだ所有権界と、里道がなければ、通常では認められたであろう筆界を一致させたものである。

イ 本件交換契約の経緯

1365-96 の一部として、1365-1 から作製することが確認された調整地は、平成 9 年度沖縄県林業経営基盤強化特別対策事業で石垣市民の森の一部として整備され、また、平成 28 年度森林環境保全直接支援事業補助金により桜やフクギの造林事業を行っており、同地をユ社所有とすると国庫補助金の返還が生じることが判明した。そのため、1365-1 内から、造林事業等に影響しない代替地として 1365-134（地積 517 m²）及び 1365-135（地積 1,337 m²）を分筆し、この 2 筆と調整地の交換をすることで修正合意している。

合意に至るまでに、ユ社との協議を重ね、法務局や調査士への意見聴取、市顧問弁護士からの助言を受け、庁内関係部署に対し交換による関係法令等や利用計画に係る支障の有無について照会し回答を受けた後、令和 3 年 12 月 22 日に令和 3 年度第 7 回石垣市公有財産検討委員会（以下「公有財産検討委員会」という。）へ議案を上程している。

ウ 筆界特定制度の活用について

市顧問弁護士に相談した結果、法務局の筆界特定制度を活用するなどの助言もあったが、1365-1 の地積 30 万 m²以上の実測には 1 千万円近い経費と筆界確定までに長期化が見込まれることから、同制度の利用は費用対効果の面で合理的ではないと判断したとしている。

エ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）について

ユ社が進める事業について、地域未来投資促進法に基づき、国の基本方針を受け、令和2年8月12日付で沖縄県と市が作成・提出した基本的な計画を国が同意し、令和3年5月14日付で市が沖縄県と協議した土地利用調整計画について、令和3年8月30日付で沖縄県知事が同意し、開発許可に向け進展があった。

オ 交換契約に係る支出について

これまでの筆界未定地の測量等の経費及び調整地に係る分筆登記の経費は、地域未来投資促進法に基づく事業主体であるユ社による支出であるとしている。

(3) 監査委員の判断

ア 違法な財産の取得・管理・処分の実態について

請求人は、市とユ社との本件契約について、交換契約を偽装した贈与契約であり、なんら正当性無く市の財産を贈与することは、違法な契約であること。また、登記簿面積と実測面積との差異 1,854 m²（以下「本件不足面積」という。）について、決してまれなことではなく、特に山林においては一般的な事象であるとし、ユ社が市に対し本件不足面積の回復請求をしたところ、市は請求の正当性を何ら検証することなく、無批判に請求を受け入れ、交換契約をもくろんでいること。さらに、本件交換契約の土地 1365-133・1365-134・1365-135 は3筆とも市の所有地であるため、そもそも交換契約は成り立たず、市は本件交換契約を仮借して理由無くユ社に対して市有地を贈与するものと主張している。

そこで、本件契約が違法な契約に該当するかどうかを検討する。

市が、本件契約を進めている経緯は、ユ社が平成28年に同社の事業を進めるため、同事業開発区域内の筆界未定地解消の手続きを進めているなかで、旧公図に図示されていなかった里道が現在の公図に記載されているため、1365-96の筆界を確定する際にその地積を充てると、1365-1先の里道を超えているとの主張を受けたことによるものである。

市は、旧公図並びに現在の公図を確認し、ユ社の主張を正当なものであると認めているが、国土調査を基に作製・整理された現在の公図は変えられないこと、また、里道をまたいだ所有権界を設けることができないとの法務局の見解を受け、ユ社と協議を行っている。

ユ社所有の1365-96に関する売買の経緯は、本件措置請求書の中で、請求

人が示しているとおりであり、最終的にユ社に条件付所有権移転登記として売買されたものであるが、平成 28 年にユ社が委託した調査士による測量等を行うまでは筆界未定地であった。

市は、筆界未定地解消を図るため、市顧問弁護士に見解を求め、筆界未定地解消には、法務局の筆界特定制度を利用した方がよいこと、また、その他として、法的には筆界が確定していなくても行政上の判断により土地交換は可能であるとの助言を受けている。

この法的助言を受け、市は、1365-1 が 30 万㎡以上の広大な地積であるため、筆界特定制度を利用すると、筆界を確定させるまでに相当な時間がかかる可能性があること、また、この広大な地積の測量に 1 千万円程度の費用がかかることが想定されるとして、費用対効果の観点から適当でないと判断し、本件契約の手続きを進めている。

以上のことを踏まえ、総合的に考慮すると、本件契約は、筆界未定地の解消過程で里道問題が絡み、ユ社の所有権界を明確にするために、法務局の見解等に基づき、市とユ社とで合意したうえで 1,854 ㎡減の地積で 1365-96 を一旦里道で筆界を確定させ、里道がなければ、通常認められたであろう 1365-1 先内 1,854 ㎡分の地積を新たに分筆し調整地としたのち、調整地と 1365-1 の筆界を一致させ、調整地を市からユ社へ所有権移転させる方向で進められた経緯は理解できるものである。

この調整地については、平成 28 年度に国庫補助金を利用して造林事業を実施しており、所有権をユ社に移転すると補助金の返還が生じることが判明したため、同じ 1365-1 内より、造林事業等に影響しない代替地として、1365-134（地積 517 ㎡）及び 1365-135（地積 1,337 ㎡）を分筆し、それらをユ社に所有権移転することで再度修正合意に至っている。合意に至るまでに市は、市税務課に当該土地の評価額を照会し、また、庁内関係各課に、当該土地を代替地とした場合、各課に関連する法令への支障や利用計画等への支障の有無について照会し回答を得たのち、令和 3 年 12 月に開催された公有財産検討委員会に議案を上程し、同意を得ている。

代替地の 1365-134・1365-135 は、農政経済課の弁明によると「請求人より提出された新たな証拠書類に係る補助事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の耐用年数を経過しており、国庫補助金返還等の義務はない」としている。

以上のことから、本件契約は、本市の不利益となるものではないと判断でき、違法な契約であるとは言えないと解するものである。

イ 本件契約に基づき、不当に支出した事実について

請求人は、本件契約を違法な交換契約であるとし、本件契約に基づき、2018

年 10 月 4 日に 1365-1 から 1365-133・1365-134・1365-135 の分筆登記を想定した地積測量を測量士に申請し、同年 10 月 25 日には調査士との土地境界確認立会いに市職員を派遣した。さらには、2019 年 12 月 26 日には法務局で 1365-133・1365-134・1365-135 の分筆登記手続きを行い、本件交換契約に関して不当に市の財産を支出したとして、市は市長に対して賠償請求せよと主張している。

そこで、上記請求人の主張について、農政経済課より提出された関係資料を監査し、同課からの弁明及び陳述の聴取を実施した結果、これまでの筆界未定地の測量等の経費及び調整地に係る分筆登記の経費は、地域未来投資促進法に基づく事業主体であるユ社による支出であり、市が支出した事実はないと認めた。

また、平成 30 年 10 月 25 日に市職員を土地境界立会いに派遣したという請求人の主張について、市職員が土地境界確認に立会った事実を確認したが、これは不動産登記法第 131 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 9 月 19 日付で 1365-96 の所有者である A 氏並びに調査士から連名で提出された、1365-1 との境界立会願を受けて行ったものであり、地方財政法第 8 条「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」及び石垣市公有財産規則第 7 条第 2 項第 3 号「課の長は、その所属する公有財産の現況を調査し、土地の境界に関する事項について、留意しなければならない。」との規定から通常業務として行われた行為である。よって、本件契約に関する不当な支出はなかったと判断した。

ウ 「行政財産の用途廃止及び財産の交換」措置と「市とユ社との本件契約」締結に係る一切の行政手続きに関する費用の支出について

請求人は、1365-134 及び 1365-135 の 2 筆について、「行政財産の用途廃止及び財産の交換」措置をしないこと、また「行政財産の用途廃止及び財産の交換」措置により、今後本件契約のために職員などを使用して違法な財政支出を行うことにより市に損害が生じると主張し、本件契約締結に係る一切の行政手続きに関する費用の支出をしないことを求めている。

しかしながら、本件契約については、上記アで述べたとおりであり、その契約に基づき、市が当然に支払うべき費用については、支出することになる。

3 結 論

以上のことから、本件請求の対象事項のうち、「市有地 2 筆（1365-134 : 517 m^2 ・1365-135 : 1,337 m^2 ）計 1,854 m^2 」の「行政財産の用途廃止及び財産の交換」措置と「市とユ社との本件契約」締結に係る一切の行政手続きに関する市

が支出した費用については、市が不当に支出した事実はなく、法第 242 条第 1 項の規定する要件を具備していないと認められるので、主文のとおり決定する。

また、「市有地 2 筆 (1365-134 : 517 m²・1365-135 : 1,337 m²) 計 1,854 m²」の「行政財産の用途廃止及び財産の交換」及び「市とユ社との本件契約」並びに「市有地 2 筆 (1365-134 : 517 m²・1365-135 : 1,337 m²) 計 1,854 m²」の「行政財産の用途廃止及び財産の交換」措置と「市とユ社との本件契約」締結に係る一切の行政手続きに関する費用の支出については、請求に理由がないと認められるので、法第 242 条第 5 項の規定により主文のとおり決定する。